

TJC オンラインサポート約款

(契約の成立)

第1条 オンラインサポート入会申込・契約者（以下甲という）は、契約書の内容及び以下の条項を承諾のうえ、本日、標記学習塾（以下乙という）に対して入会及び契約の申込を行い、乙がこれを承諾した場合において、特定商取引に関する法律（以下「法」と記す。）に基づく契約が成立します。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条 乙は、甲に対し、乙の定める学習指導カリキュラムの中から甲が選択した契約書記載の内容の役務を提供します。

2 甲は、入会金、授業料、その他契約書に記載の金額、方法により納入期限までに支払うこととします。

(オンライン学習指導の形態)

第3条 指導形態については、全てオンライン・リモートによる指導とし、以下の通りとします。

1 一斉指導とは、所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。

2 個別指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個別に指導を行うものとします。

3 個人指導とは、一人の講師が一人の生徒に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。

4 グループ指導とは、一人または複数の講師が複数の生徒に対して、ファシリテーション指導（集団による問題解決、アイデア創造、教育学習等、あらゆる創造活動を支援し促進する働きかけ）を行うものとします。

5 見守りとは、所定の時間を設定し、学習の機会を設けるものとします。

(指導の開始日)

第4条 本契約において、指導の開始日とは、契約書に記載した日とし、所定の教室、所定の時間において指導がなされている限り、または講師が時間を確保している限り、現実の受講の有無を問わないものとします。

(指導の実施場所)

第5条 乙は、オンラインにおいて学習指導を行います。

但し、宿泊研修や野外研修などの校外学習の場合は他の場所に移動することがあります。また、やむをえない事情がある場合には、他の場所に移動することがあります。

(指導期間と契約期間)

第6条 指導の期間は、契約書に記載された契約期間内とします。

最大契約期間はありません。

なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。

また、契約内容・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認のため、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で、破棄されるものとします。

(関連商品)

第7条 指導に付随して必要となる関連商品（教材等書籍、カセット・テープ・CD、その他教材）の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

オンライン指導にあたって各自必要なプリント教材については原則として甲が準備をするものとします。

(入会申込み後のクーリング・オフ等)

第8条 甲は、契約事項に同意した日から起算して8日間は書面またはメールの文面によって契約を解除することができます。

2 第1項に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が法第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、乙が交付した法第48条第1項の書面に甲が同意した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面またはメールの文面によって契約を解除することができます。

3 第1項及び前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面またはメールの文面を発信した時より成立します。

4 第1項及び第2項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。

5 第4項の契約解除の申出先は乙です。

6 第4項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した書面またはメールの文面を発信した時より成立します。

7 第1項の契約の解除については、甲は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。ただし、中間業者等への手数料は差し引き換算とします。

(中途解約)

第9条 乙は、第8条第一項に定める期間の経過後、甲から契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとしそれを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。

一 指導開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、初期費用、提供された役務の対価及び一ヶ月分の授業料に相当する金額

2 コンテンツ商品の場合はその全額

二 指導開始前である場合、前号に定める初期費用

2 前項の役務の対価の単価は月をもって計算するものとします。

3 第1項の契約の解除があった場合、乙が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、甲はその関連商品販売契約についても解除することができます。

4 第3項の契約解除の申出先は乙です。

5 第3項の契約の解約時に、甲が乙に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、乙は甲に当該金額を返還するものとします。

6 コンテンツ商品の場合はその全額

7 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

8 返還金のある場合は、現金又は振り込みにて速やかに甲に返還するものとします。ただし、振り込み手数料などを差し引いた額での返還となります。

(個人情報保護)

第10条 個人情報とは、「生存する個人」に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報です。乙で取扱う個人情報は、住所・氏名・生年月日・性別・学校・電話番号・電子メールアドレス・写真、動画等です。本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として、各種主催事業の参加者名簿・データの作成、活動のしおりの作成、事業の案内や各種お知らせの送信名簿、データの分析、各種機関への報告書や提出物の作成等、会や事業の運営、系列団体との情報共有・提供及び安全に活動する目的にのみ利用します。活動の様子を写真や動画に撮り、ホームページや広報、ブログ、Facebook ページ、広告、Youtube、チラシなどの活動紹介に使用することがあります。

2 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、法令により定められた場合及び第10条1項で定めた目的以外では、本人の許可なく第三者に提供することはありません。

(紛争の解決)

第11条 本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。

2 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

追記

本書記載事項が変更になる場合は、適用の1ヶ月以上前までに契約されている方へお知らせいたします。